



生コンクリートの取り扱いについて（通知）

技術基準の種類：技術管理

通知日：昭和61年4月19日

発管第53号
昭和61年4月19日

社団法人鳥取県建設業協会会長殿
社団法人鳥取県造園建設業協会会長殿
社団法人鳥取県管工事業協会会長殿
鳥取県生コンクリート工業組合会長殿

鳥取県土木部長

生コンクリートの取り扱いについて（通知）

土木行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

最近、コンクリート構造物において骨材のアルカリ骨材反応による「ひびわれ」の被害が発生していることは御承知のことと思います。

ついては、昭和61年度から、別紙のとおりアルカリ骨材反応に強いコンクリートとして、高炉セメントB種使用の生コンクリートを使用してもらうこととしましたので、工事の施工に当たりましては会員に周知していただきますようよろしく取り計らいをお願いします。

なお、高炉セメント使用の生コンクリートは、

- 1 初期強度の発揮が遅い。
- 2 早期材令において低温及び乾燥の影響を受けやすい。

等の特徴がありますので、初期養生は十分に実施の上、施工管理に注意してください。

別添は昭和61年3月12日付通知と同様